

2024年度（令和6年度）函館市一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物処理の基本的事項

(1) 処理区域

函館市の全行政区域

(2) 計画期間

2024年（令和6年）4月1日から2025年（令和7年）
3月31日まで

(3) 処理対象

ごみ，し尿・浄化槽汚泥

2 ごみ処理実施計画

(1) ごみの排出量

区 分	年間排出量（t）
家庭系ごみ	55,154
事業系ごみ	35,916
合 計	91,070

道路等で発生した所有者が不明な犬・猫等の小動物の死体（事業系燃やせるごみ）	800体
---------------------------------------	------

(2) ごみの排出抑制・リサイクル等の推進の方策

ア ごみを出さないライフスタイルの推進

項 目	概 要
環境部ニュース等の発行	市民生活における環境関連の情報を掲載した環境部ニュースを発行し、環境保全意識の向上を図る。また、ごみ分別アプリを配信し普及を図ることにより、ごみの収集日や分別・排出方法のほか環境に関する情報等を発信し、ごみの適正処理および排出抑制の推進を図る。
ホームページや広報紙等による情報発信	第3次函館市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況や、ごみの排出量の状況等について情報発信し、ごみの減量化・再資源化を推進する。

出前講座および出張講座の開催	町会・自治会や老人クラブ等の団体に対して、ごみの減量やリサイクルに対する意識の向上を図るため、各団体の要望に応じた出前講座および出張講座を開催する。
環境パネル展の開催	環境月間や3R推進月間に合わせ、地球規模での環境問題や3Rの推進、ごみ・生活排水等の身近な環境問題や市の環境状況を函館中央図書館などにおいてパネルで紹介し、環境保全の啓発を行う。
はこだて・エコフェスタ2024の開催	「循環型社会」を構築するために、3Rや省エネの推進など、幅広い年齢層の市民が環境問題に関心を持ち、より良い環境を次世代に引き継ぐことを目的に開催する。
環境教育副読本デジタルブック「くらしの中のごみとエコ」の配信	小学4年生の社会科や総合的学習において「ごみや環境に関する事柄」を学習する中で、より充実した知識を学ぶ教材として、環境教育副読本の配信を行う。
スクールエコニュースおよびこどもエコクラブ環境活動の開催	環境保全や資源を大切にすることを育むため、中学生の視点で身近な環境問題などを自らが調べ、制作するスクールエコニュースや、体験学習等を通して環境問題について考えるこどもエコクラブ環境活動を開催する。
リサイクルセンターの施設見学の実施	適正なごみ処理の流れや再生利用についての意識の向上を図るため、小学4年生の環境学習をはじめ、広く市民を対象にリサイクルセンターの施設見学を実施する。
環境美化実践運動の実施	ポイ捨てごみを拾い街をきれいにするために、町会・自治会、事業所、協力団体等と連携し、全市一斉清掃や函館港まつり翌朝清掃のボランティア清掃などを実施する。
ごみの散乱防止に関する啓発事業の実施	街の美化と市民モラルの向上を図るため、ごみのポイ捨て防止キャンペーンやポイ捨て防止啓発ポスターの掲示等の各種啓発活動を実施する。
函館の街をきれいにする市民運動協議会との連携	町会・自治会、学校・PTA、老人クラブ等の団体から構成される「函館の街をきれいにする市民運動協議会」との連携を強化し、環境美化啓発の実践を図るとともに、集団資源回収活動への支援等を通じてごみの減量化・再資源化をより一層推進する。

イ ごみの減量化と再使用に向けた取り組みの推進

項 目	概 要
生ごみの減量化方策の推進	「ダンボールコンポスト講習会」「ダンボールコンポスト・メイト事業」等の実施により，家庭における生ごみの堆肥化を推進するほか，家庭用電動生ごみ処理機の購入費補助や生ごみの水切りについての情報提供・イベント，料理教室等での水切り袋の配布を行い，生ごみの減量化を推進する。また，業務用生ごみ処理機の試験利用に係る費用の一部を市が負担し，事業系生ごみの発生抑制を図る。
集団資源回収の促進	町会・自治会，学校・PTA，老人クラブ等の回収団体に対して奨励金を，回収業者に対して謝礼金を支給することにより，資源回収の促進を図る。
古紙類の有用利用の促進	燃やせるごみとして排出されることが多い古紙類の雑がみについて，ホームページ，SNS，出前講座，環境部ニュース，広報紙などにより啓発活動に取り組むとともに，事業所に対しOA用紙やシュレッダーくずの古紙リサイクルの協力要請を行い回収の促進を図る。
函館市ごみ減量・再資源化優良店等認定制度	ごみの減量およびリサイクルの推進に積極的に取り組んでいる店舗や事業所を優良店等として認定することにより，市民および事業者のごみ減量化の意識の向上を図る。
食品ロス削減の取り組み	小売事業者と連携した「てまえどり運動」の推進や，飲食店等において食べ残した料理の持ち帰りをできる店舗を「食品ロスゼロ推進店」として推奨するほか，フードドライブの普及啓発など，食品ロスの削減を進めるとともに，家庭から排出される食品ロスの調査を実施する。
自転車・家具の再生利用	リサイクルセンターにおいて，粗大ごみのうち，再生可能な自転車，家具類を修理し，市民に販売することにより再生利用を図る。
プラスチックごみ削減に向けた取り組みの推進	海洋プラスチックごみ対策ポスターの掲示，プラスチックごみ削減パンフレットの配布，プラスチックごみ削減キャンペーンおよび環境学習「ビーチコーミング」などを実施するほか，プラ資源循環促進法制度の広報を行い，プラスチックごみの排出抑制や適正処理に関する取り組みを推進する。

ウ 効果的なリサイクルの実施による更なる循環型社会の確立

項 目	概 要
資源ごみの分別収集の推進	「缶・びん・ペットボトル」および「プラスチック容器包装」を分別収集し、リサイクルを行う。
燃やせないごみ・粗大ごみからの金属回収	最終処分場に搬入された燃やせないごみおよび粗大ごみから鉄、アルミニウム等の金属類を回収し、リサイクルを行う。 【処理見込量 4 4 4 トン／年】
小型家電のリサイクル	家庭から排出される小型家電で市が拠点回収（市内の民間施設や公共施設等に回収箱を設置）したものを、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 5 7 号）の認定事業者を引き渡し、鉄、アルミニウム等のリサイクルを行う。 【処理見込量 2 9 トン／年】
乾電池の分別回収	家庭から排出される乾電池を市が拠点回収（町会館・各支所等に回収箱を設置）し、民間の中間処理施設で水銀の処理および鉄、マンガン等のリサイクルを行う。 【処理見込量 6 0 トン／年】
焼却灰の再資源化	日乃出清掃工場でのごみ焼却後に発生する焼却残さの一部を民間のセメント製造工場に搬入し、セメント原料としてリサイクルを行う。 【処理見込量 7 2 9 トン／年】
古着の再資源化	家庭から排出される古着を市が拠点回収およびイベント回収し、適切に再生利用する売却業者に引き渡してリユースおよびリサイクルを行う。 【処理見込量 5 2 トン／年】

(3) ごみの種類（分別区分）等

ア ごみの種類（分別区分）・処理主体等

(ア) 家庭系ごみ

種 類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処分主体	処分方法

分別区分 (6区分)	燃やせるごみ	市(委託)・排出者	市(直営)	焼却	市(直営)	埋立
	燃やせないごみ					
	缶・びん・ペットボトル		市(直営)	資源化		
	プラスチック容器包装		市(委託)	資源化		
	粗大ごみ				市(直営)	埋立
	乾電池	市(直営)	市以外	資源化		
臨時ごみ	市(直営・委託)	市(直営・委託), 市以外	焼却・資源化	市(直営)	埋立	

※ 燃やせるごみの焼却処理後に発生する焼却残さの一部はセメント原料として再生利用を図る。

※ 臨時ごみは、町会等の清掃活動により回収したごみおよび不法投棄されたごみ。

※ 日乃出清掃工場整備工事における一時的に焼却処理ができない期間の燃やせるごみの一部は、渡島廃棄物処理広域連合および札幌市に委託し焼却処理するほか、市以外の中間処理施設においてプラスチック原料および固形燃料として再生利用を図る。

(イ) 事業系ごみ

種 類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分		
		処理主体	処理方法	処分主体	処分方法	
分別区分 (6区分)	燃やせるごみ	許可業者・排出者 ・市(委託)	市(直営)	焼却	市(直営)	埋立
	燃やせないごみ					
缶 びん	許可業者・排出者	市以外	資源化			
		市(直営)	資源化			

)	ペットボトル	市(委託)	資源化		
	プラスチック 容器包装				

※ 収集・運搬主体の市(委託)は、戸井支所、恵山支所、楸法華支所および南茅部支所の所管区域(以下「東部4支所所管区域」という。)のみ。

※ 燃やせるごみの焼却処理後に発生する焼却残さの一部はセメント原料として再生利用を図る。

※ 木材、木製品および南茅部支所所管区域から発生する昆布残さ等は、排出者自ら運搬し、または許可業者へ収集運搬を委託し、市以外の中間処理施設に搬入することとする。

イ ごみ処理計画量

別記「2024年度(令和6年度)ごみ処理計画表」のとおり

(4) 収集運搬計画

ア 家庭系ごみ

市(委託)が収集する家庭系ごみは、計画路線収集方式を基本とし、東部4支所所管区域の一部区域においては、ステーションからの収集とする。ただし、一度に多量に排出されるものは、排出者自ら運搬し、または許可業者へ収集運搬を依頼し、本市の処理施設へ搬入することとする。

区分	排出方法	収集回数
燃やせるごみ	函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則(平成5年函館市規則第31号。以下「規則」という。)で定めるごみ袋を使用し、または規則で定めるごみ処理券をその排出しようとする一般廃棄物にはり付けて排出すること。	週2回
燃やせないごみ		隔週1回
缶・びん・ペットボトル	中が透けて見える袋に、おおむね容量が40リットル以下になるように詰めて排出すること。	週1回
プラスチック容器包装		

粗大ごみ	市に申し込み，市が指定する収集日に，規則で定めるごみ処理券をその排出しようとする一般廃棄物にはり付けて排出すること。	市が指定する日
乾電池	町会館・各支所等に設置している回収箱に排出すること。	随時

イ 事業系ごみ

事業系ごみは，事業者が自らの責任において適正に処理することが原則であり，自らが直接施設に持ち込むか，許可業者に委託して施設に搬入することとする。ただし，東部4支所所管区域は，燃やせるごみと燃やせないごみについて，市（委託）が収集する。

区 分	排出方法	収集回数
燃やせるごみ（昆布残さ等を除く。）	規則で定めるごみ袋を使用し，または規則で定めるごみ処理券をその排出しようとする一般廃棄物にはり付けて排出すること。	週 2 回
燃やせないごみ		隔週 1 回

ウ 市で収集（処理）しないごみ

規則第2条第1号から第4号までの規定による一般廃棄物で，次の表の左欄に該当するものは，排出者において処理するものとする。

区 分	例	処理方法
有害性のあるもの	劇薬，農薬	・販売店等に相談し，適正な処理を行うこと。
爆発性または引火性のあるもの	L P ガスボンベ，油，シンナー，消火器	・販売店等に相談し，適正な処理を行うこと。 ・消火器は特定窓口になっている事業所に相談し，適正な処理を行うこと。

<p>容積がおおむね2立方メートルを超えるもの 重量がおおむね100キログラムを超えるもの 最大の辺または径がおおむね2メートルを超えるもの</p>	<p>ピアノ，ホームタンク (屋外用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・販売店等に相談し，適正な処理を行うこと。 ・排出者自ら運搬し，または許可業者へ収集運搬を依頼し，中間処理施設に搬入すること。
<p>自動車，オートバイまたは船舶およびそれらの部品</p>	<p>自動車，オートバイ，タイヤ，バッテリー，マフラー，バンパー，FRP製の船舶，船外機</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・販売店等に相談し，適正な処理を行うこと。 ・排出者自ら運搬し，または許可業者へ収集運搬を依頼し，中間処理施設に搬入すること。
<p>自宅治療で使用した注射針等の鋭利なもの</p>	<p>糖尿病等の治療のため使用した注射針，血糖値の測定のために使用した穿刺針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・処方された病院等に返却すること。
<p>特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に定める特定家庭用機器廃棄物および当該廃棄物に類するもの</p>	<p>ユニット形エアコンディショナー，テレビジョン受信機（プロジェクションテレビ，有機ELテレビを含む。），電気冷蔵庫，電気冷凍庫，電気洗濯機，衣類乾燥機</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・販売店に引き取りを依頼するか，排出者自ら運搬し，または許可業者へ収集を依頼し，製造メーカーが指定する指定引取場所もしくは中間処理施設に搬入すること。
<p>資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第12項に定める指定再資源化製品であって資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第6に定めるものおよび当該製品に類するもの</p>	<p>パーソナルコンピュータ，ワードプロセッサ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・製造メーカーの自主回収ルートで処理すること。 ・排出者自ら運搬し，または許可業者へ収集運搬を依頼し，中間処理施設に搬入すること。
	<p>密閉形蓄電池，ボタン電池（リチウムコイン電池を除く。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・販売店または協力店の回収箱に搬入すること。
<p>堅牢で処理が困難なもの</p>	<p>耐火金庫，灯油タンク(90リットル以上のもの)，電子レンジ，ドラム缶</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・販売店等に相談し，適正な処理を行うこと。 ・排出者自ら運搬し，または許可業者へ収集運搬を依頼し，中間処理施設に搬入すること。

エ 収集運搬許可業者

(3)および(4)の許可業者（限定付き許可業者を除く。）とは、次の表に掲げる者をいう。

名 称	所 在 地
恵山地方公清企業組合	函館市日ノ浜町169番地
株式会社亀田清掃	函館市赤川町90番地の4
有限会社亀谷産業	函館市神山3丁目5番30号
協栄廃棄物処理有限会社	函館市海岸町21番14号
有限会社クリーンラビツシュ寺谷	函館市高松町571番地193
株式会社グリーン清掃	函館市東山町144番地201
株式会社佐々木事業所	函館市鍛冶2丁目16番7号
有限会社杉村清掃	函館市赤川町547番地
有限会社杉本衛生設備	函館市西桔梗町589番地6
有限会社第一清掃	函館市桔梗5丁目41番1号
函館環境衛生株式会社	函館市金堀町5番23号
株式会社函館公清	函館市西桔梗町589番地
はこだて清掃株式会社	函館市上湯川町314番地
有限会社丸七運輸	函館市尾札部町344番地の1
株式会社南北海道清掃公社	函館市戸倉町8番6号
株式会社湯川清掃	函館市戸倉町23番1号
有限会社米田清掃	函館市上湯川町293番地の31

(5) 中間処理計画

ア 処理方法

(ア) 焼却処理

燃やせるごみは、日乃出清掃工場において、焼却処理する。
なお、焼却処理後に発生する焼却残さの一部はセメント原料として再生利用を図る。

(イ) 資源化处理

a リサイクルセンター

家庭系ごみの缶・びん・ペットボトルおよび事業系ごみのびんは、リサイクルセンターにおいて、選別・圧縮・梱包処理する。

このうち、缶は、再生資源業者へ売却し、びんは最終処分場の路盤材等として利用する。ペットボトルは、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）による指定法人ルートおよび独自売却ルートを通じて再生利用を図る。

また、粗大ごみのうち、再生可能な自転車、家具類は、リサイクルセンターに搬入後、修理し、市民に販売する。

b 函館プラスチック処理センター

プラスチック容器包装と事業系ごみのペットボトルは、函館プラスチック処理センターにおいて、選別・圧縮・梱包処理する。

このうち、プラスチック容器包装は、容器包装リサイクル法による指定法人ルートを通じて再生利用を図る。

また、事業系ごみのペットボトルは、独自売却ルートを通じて再生利用を図る。

イ 市の中間処理施設の概要

(ア) 焼却施設

施設名	函館市日乃出清掃工場
所在地	函館市日乃出町26番2号
処理能力	420t/日(120t/日×2基, 180t/日×1基)(全連続燃焼式焼却炉)

(イ) 選別・破砕・圧縮施設

施設名	函館市リサイクルセンター	
所在地	函館市東山町151番地6	
主要な施設	リサイクル施設	リフォーム施設
対象品目	缶・びん・ペットボトル	自転車・家具
処理能力	37.75t/日(5時間)	

ウ 市以外の中間処理施設の概要

(ア) 破砕施設

a 廃家電品・金属製品等

事業所名	株式会社クロダリサイクル
所在地	函館市西桔梗町246番地27の内・28の内
対象品目	廃家電品 パーソナルコンピュータ 灯油タンク(90リットル以上のもの)
処理能力	264t/日(8時間)

b 木製品・木材等

事業所名	株式会社亀田清掃 亀田清掃リサイクルセンター
所在地	函館市東山町121番20の内
対象品目	木くず
処理能力	8.2t/日(8時間)

事業所名	株式会社サンアール
所在地	函館市滝沢町98番地2の内・16の内
対象品目	木くず
処理能力	32t/日(8時間)

事業所名	株式会社狹々谷建設 E・R・C
所在地	函館市東山町134番2の内
対象品目	木くず
処理能力	600t/日(8時間)

事業所名	株式会社西武建設運輸
所在地	函館市亀田中野町219番14の内
対象品目	木くず
処理能力	176t/日(8時間)

(イ) 圧縮施設

事業所名	株式会社馬場本商店
所在地	函館市西桔梗町112番地の2
対象品目	特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に定める特定家庭用機器廃棄物のうち再生できないもの 電子レンジ 灯油タンク(90リットル以上のもの)
処理能力	25t/日(8時間)

(ウ) 選別・圧縮・梱包施設

事業所名	函館プラスチック処理センター
------	----------------

所在地	函館市東山町149番地の6	
対象品目	プラスチック容器包装	ペットボトル
処理能力	28t/日(7時間)	3t/日(5時間)

(エ) 乾電池再資源化施設

事業所名	野村興産株式会社 イトムカ鉱業所	
所在地	北見市留辺蘂町富士見217番地1	
対象品目	乾電池	
処理能力	100.8t/日(24時間)	

(オ) 肥料製造施設

事業所名	株式会社ばんけいリサイクルセンター 南茅部事業所	
所在地	函館市岩戸町269番地	
対象品目	昆布残さ、ヒトデ、クラゲ、ホタテ養殖事業に伴って生じる付着物および当該事業に伴い発生する死貝、養殖事業に伴い発生する不要となった海草類および海岸に漂着した海草類 (南茅部支所の所管区域から発生するものに限る。)	
処理能力	30t/日(24時間)	

(カ) セメント製造施設

事業所名	太平洋セメント株式会社 上磯工場	
所在地	北斗市谷好1丁目151番	
対象品目	焼却灰	
処理能力	600t/日(24時間)	

(キ) 破砕および固形燃料化施設

事業所名	有明興業株式会社 リサイクルポート	
------	-------------------	--

所在地	東京都江東区若洲2丁目8番17号	
対象品目	製品プラスチック，衣類等	
処理能力	破碎施設	固形燃料化施設
	1, 477 t/日 (21時間)	147.84 t/日 (24時間)

(6) 最終処分計画

ア 処分方法

七五郎沢廃棄物最終処分場，恵山廃棄物最終処分場および南茅部廃棄物最終処分場において埋立処分を行う。

七五郎沢廃棄物最終処分場では，燃やせないごみ，粗大ごみ，焼却残さおよび資源化処理残さ等の処分を行う。

このうち，燃やせないごみおよび粗大ごみについては，鉄，アルミニウム等の金属類を回収し，再生資源業者へ売却することにより，有用な資源としての活用を図る。

恵山廃棄物最終処分場および南茅部廃棄物最終処分場では，燃やせないごみから金属類を回収し，再生資源業者へ売却する。

イ 最終処分場の概要

施設名	函館市七五郎沢廃棄物最終処分場
所在地	函館市東山町150番地1
埋立地面積	約258,000平方メートル
埋立地容量	約4,112,000立方メートル
残余容量	約631,000立方メートル（令和6年2月29日現在）
埋立方式	準好気性層状埋立

施設名	函館市恵山廃棄物最終処分場
所在地	函館市高岱町428番地1
埋立地面積	約10,000平方メートル

埋立地容量	約18,300立方メートル
残余容量	約9,390立方メートル（令和6年2月29日現在）
埋立方式	準好気性層状埋立

施設名	函館市南茅部廃棄物最終処分場
所在地	函館市豊崎町209番地1
埋立地面積	約5,500平方メートル
埋立地容量	約17,400立方メートル
残余容量	約6,850立方メートル（令和6年2月29日現在）
埋立方式	準好気性層状埋立

3 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理計画

生活排水は、下水道事業計画区域では公共下水道、それ以外の区域では、合併処理浄化槽により処理することを基本とする。

このうち、本計画において処理対象としているし尿（汲み取りし尿）および浄化槽汚泥は、次のとおり処理する。

(2) し尿および浄化槽汚泥の処理計画

ア し尿および浄化槽汚泥の排出量等

項目		人口 (人)	年間排出量 (k1)	収集量 (k1)	処理量 (k1)
総数		239,813	45,677	45,677	45,677
汲み取り し尿	市（委託） 収集	21,250	36,512	36,512	36,512
	許可業者収集		4,613	4,613	4,613
	計	21,250	41,125	41,125	41,125
下水道		212,796			

浄化槽汚泥	5,767	4,552	4,552	4,552
-------	-------	-------	-------	-------

※ 人口は2024年（令和6年）1月末現在

イ 処理主体

区 分	収集・運搬主体	処理主体
汲み取りし尿	市（委託）・許可業者	市（直営）
浄化槽汚泥	許可業者	

ウ 収集運搬計画

(ア) 一般の家庭から排出されるし尿の収集は、次に掲げる区域の区分に応じ、次に定めるところによる。

- a 下水道法第2条第8号に規定する処理区域のうち、入舟町、船見町、弥生町、弁天町、大町、末広町、元町、青柳町、谷地頭町、住吉町、宝来町、東川町、豊川町、大手町、栄町、旭町、東雲町、大森町、松風町、若松町、千歳町、新川町、上新川町、海岸町、大縄町、松川町、万代町、浅野町、吉川町、北浜町、港町1丁目、港町2丁目、港町3丁目、追分町、亀田町、大川町、田家町、白鳥町、八幡町、宮前町、中島町、千代台町、堀川町、高盛町、宇賀浦町、日乃出町、的場町、時任町、杉並町、本町、梁川町、五稜郭町、柳町、松陰町、人見町、金堀町、乃木町、柏木町、川原町、深堀町、駒場町、広野町、湯浜町、湯川町1丁目、湯川町2丁目、湯川町3丁目、戸倉町、榎本町、花園町、日吉町1丁目、日吉町2丁目、日吉町3丁目、日吉町4丁目、上野町、高丘町、滝沢町、見晴町、上湯川町、西旭岡町1丁目、西旭岡町2丁目、西旭岡町3丁目、根崎町、高松町、志海苔町、赤坂町、銭亀町、新湊町、古川町、石崎町、鶴野町、白石町、富岡町1丁目、富岡町2丁目、富岡町3丁目、中道1丁目、中道2丁目、山の手1丁目、山の手2丁目、山の手3丁目、本通1丁目、本通2丁目、本通3丁目、本通4丁目、鍛冶1丁目、鍛冶2丁目、陣川1丁目、陣川2丁目、神山1丁目、神山2丁目、神山3丁目、東山1丁目、東山2丁目、東山3丁目、美原1丁目、美原2丁目、美原3丁目、美原4丁目、美原5丁目、赤川1

丁目，北美原 1 丁目，北美原 2 丁目，北美原 3 丁目，石川町，桔梗町，桔梗 1 丁目，桔梗 2 丁目，桔梗 3 丁目，桔梗 4 丁目，桔梗 5 丁目，西桔梗町，昭和 1 丁目，昭和 2 丁目，昭和 3 丁目，昭和 4 丁目，亀田本町，亀田港町の区域（除外区域を除く）および東部 4 支所所管区域は，収集希望に沿って収集する。ただし，申込みがあった場合は，そのつど収集する。

b a に掲げる区域以外の区域は，原則として月 1 回収集する。ただし，申込みがあった場合は，そのつど収集する。

(イ) 事業所等から排出されるし尿は，排出者自らが収集運搬許可業者に委託して市の処理施設に搬入するものとする。

(ウ) 浄化槽汚泥は，排出者自らが収集運搬許可業者に委託して市の処理施設に搬入するものとする。

エ 収集運搬許可業者

(2) の許可業者とは，次の表に掲げる者をいう。

名 称	所 在 地
恵山地方公清企業組合	函館市日ノ浜町 1 6 9 番地
株式会社亀田清掃	函館市赤川町 9 0 番地の 4
有限会社亀谷産業	函館市神山 3 丁目 5 番 3 0 号
函館環境衛生株式会社	函館市金堀町 5 番 2 3 号
はこだて清掃株式会社	函館市上湯川町 3 1 4 番地
有限会社村上清掃	函館市川汲町 9 8 6 番地 1 1

オ 処理計画

(ア) 処理方法

し尿および浄化槽汚泥は，市のし尿処理施設に搬入され前処理が行われた後に，下水道消化槽に投入する方法や，希釈して公共下水道へ放流する方法で処理を行う。

(イ) 処理施設の概要

施 設 名	函館市し尿処理場
-------	----------

所在地	函館市日乃出町26番2号
処理能力	244k1/日

(3) 普及・啓発活動

下水道事業計画区域では、改造費貸付制度や啓発活動により、汲み取り便所の水洗化への促進を図っていくとともに、それ以外の区域では、合併処理浄化槽の設置や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、当該浄化槽の設置費補助および融資あっせんの助成を行い、ホームページ、「市政はこだて」などに掲載し普及促進を図る。

別記

2024年度（令和6年度）ごみ処理計画表

区 分		年間 排出量 (t)	収集量(t)				処理量(t)				
			直営・ 委託収集	許可業者 収集	自己搬入	計	焼 却	埋 立	資源化	市外	計
総 数		91,070	48,407	31,192	11,471	91,070	71,917	10,157	7,796	1,200	91,070
家庭系 ごみ	燃やせるごみ	40,822	38,237	1,086	1,499	40,822	39,622			1,200	40,822
	燃やせないごみ	6,899	2,454	1,057	3,388	6,899	15	6,394	490		6,899
	缶・びん・ペットボトル	4,090	4,074	0	16	4,090	290	279	3,521		4,090
	プラスチック容器包装	2,603	2,603	0	0	2,603	119	0	2,484		2,603
	粗大ごみ	550	550	0	0	550	73	397	80		550
	雑ごみ(臨時ごみ・乾電池・小型家電)	190	190	0	0	190	17	19	154		190
	計	55,154	48,108	2,143	4,903	55,154	40,136	7,089	6,729	1,200	55,154
事業系 ごみ	燃やせるごみ	33,237	285	27,241	5,711	33,237	31,711	1,526			33,237
	燃やせないごみ	1,648	14	801	833	1,648	3	1,503	142		1,648
	びん・ペットボトル	1,019	0	995	24	1,019	66	39	914		1,019
	プラスチック容器包装	12	0	12	0	12	1	0	11		12
	計	35,916	299	29,049	6,568	35,916	31,781	3,068	1,067	0	35,916

※ 2024年(令和6年)1月末人口：239,813人

※ 家庭系燃やせるごみの市外処理は、渡島廃棄物処理広域連合(880 t)および札幌市(260 t)での委託による焼却処理ならびに市以外の中間処理施設(60 t)での委託による再資源化

※ 事業系燃やせるごみの埋立処理は、事業者が搬入している草や枝等